

高力ボルト現場検査士資格認定規程

(目的)

- 第1条 この規程は、高力ボルトの現場受入検査を適正に実施するに十分な知識と技量を有する技術者を養成し、その資格認定を行い、適正に業務が遂行されることを目的とする

(資格認定)

- 第2条 資格認定は高力ボルト協会技術分科会の高力ボルト現場検査士資格認定委員会（以下認定委員会と云う）が行う。資格を付与されたものを高力ボルト現場検査士と呼称する。

(資格認定の範囲)

- 第3条 高力ボルト現場検査士の資格認定対象は、高力ボルトの現場受入検査に関わるものとする。

(資格認定基準)

- 第4条 前条の認定に必要な基準は、次の通りである。
- ① 高力ボルトメーカーの推薦を受けた者。
 - ② 現場受入検査に必要な実務講習を高力ボルトメーカーから受けた者。
 - ③ 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者の資格を得ている者。ただし新規認定の場合はこの限りではなく、資格更新の時期までに当該資格を保有していること。
 - ④ 以上、①～③に該当する者で認定委員会主催の講習会受講者の中から、認定委員会が認めた者。

(認定の更新及び新規講習会の案内)

- 第5条 認定委員会は、認定の有効期間の満了日の半年前に、高力ボルト現場検査士更新・新規講習会開催の案内を行う。

(認定の更新)

- 第6条 認定を受けた者が認定を更新しようとする場合は、別に定める高力ボルト現場検査士資格認定（更新）申請書（様式1）を認定委員会に提出する。

(認定の新規取得)

- 第7条 新規に認定を受けようとする者は、別に定める高力ボルト現場検査士資格認定

(新規) 申請書 (様式 1) を認定委員会に提出する。

(資格認定証の交付)

第 8 条 認定委員会は、認定試験結果の合格者と更新者に高力ボルト現場検査士認定証 (カード) と認定書を申請者に交付する。認定試験結果不合格の場合は、その旨を申請者に通知する。

(認定の有効期間)

第 9 条 認定の有効期間は 3 年とし、有効期限は下記の期日とする。

2020.3.31 2023.3.31 2026.3.31 2029.3.31 以降 3 年毎

(認定の機会と有効期間途中での新規取得の特例処置)

第 10 条 高力ボルト現場検査士の資格認定は、3 年に一回集約して実施することを原則とする。ただし有効期限 3 年途中で新規に認定を取得したい旨の要請があり、現場受入検査実施のために必要であると判断した場合は、認定委員会の決議に基づき申請を受け付け、講習会及び試験を実施することが出来る。
なお、当該試験によって合格した者の資格の有効期限は第 9 条に定める直近の期限とする。

(認定申請料の納付)

第 11 条 新規及び更新認定を受けようとする者は所定の認定申請料を認定委員会の指定された銀行口座に振り込む。

(認定申請料金)

第 12 条 新規認定申請料並びに認定更新料は認定委員会の決議に基づき、別に定める。

(認定の取消条件)

第 13 条 認定委員会は、認定を受けた者が次の各項の一つに該当した場合には、その認定を取り消すことができる。

- ① 認定の申請者、添付書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- ② この規程に定める義務を怠ったとき。
- ③ 第 1 条の目的に反する行為があり、認定者全体の名誉を傷つけたとき。
- ④ その他、認定委員会が取消を妥当と認めたとき。

(認定の取消確認)

第 14 条 認定の取消を行おうとするときは、あらかじめ、本人に弁明の機会を与え、か

つ認定委員会の決議を経るものとする。

(有資格者の公表等)

第15条 認定委員会は、有資格者について、必要に応じて広報する。

(適正な検査の努力義務等)

第16条 認定を受けた有資格者は、第1条の目的に沿って、誠実に業務を行い、かつ、その技術の向上あるいは適正な検査に努めるものとする。

(資格認定者の権限)

第17条 高力ボルト現場検査に就いての軸力確認の適否の判定をする事ができる。

(現場検査成績書の発行等)

第18条 現場検査成績書は高力ボルト現場検査士の責に於いて、誠実に発行するものとする。

(様式の規定)

第19条 申請書の様式その他この規程を実施し、又は補足するために必要な事項は、認定委員会が別に定める。

(改正等)

第20条 この規程を改正、又は廃止しようとするときは、認定委員会の決議による。

制定 平成11年 9月 9日

改正 平成17年 2月10日

改正 令和 2年 9月 1日

高力ボルト協会 現場検査士資格認定委員会

以上